

## 浄化槽の保守点検

浄化槽(合併処理浄化槽) (し尿洗浄水と雑排水を処理)	処理方法	浄化槽の種類	保守点検の回数
	分離接触ばっ気方法、嫌気ろ床 接触ばっ気方式又は脱窒ろ床接 触ばっ気方式		1 処理対象人員が20人以下の浄化槽
		2 処理対象人員が21人以上50人以下の浄化槽	3カ月に1回
活性汚泥方式			1週に1回
回転板接触方式、 接触ばっ気方式又は 散水ろ床方式		1 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝縮槽を有する浄化槽	1週に1回
		2 スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽(1に掲げるものを除く)	2週に1回
		3 1及び2に掲げる浄化槽以外の浄化槽	3カ月に1回

みなし浄化槽(単独処理浄化槽) (し尿、洗浄水のみ処理)	処理方法	分離接触ばっ気方式 分離ばっ気方式又は 単純ばっ気方式	全ばっ気方式 (旧構造)	散水ろ床式 平面酸化床方式又は 地下砂ろ過方式
	処理 対象人数	20人以下	4カ月に1回	3カ月に1回
21人以上 300人以下		3カ月に1回	2カ月に1回	
301人以上		2カ月に1回	1カ月に1回	

(注意)  
 通常の使用状態において最小限必要な点検回数です。  
 スクリーン付着物の除去、駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補充については、表の回数にかかわらず必要に応じて行ってください。  
 また、最近設置される浄化槽は、上の表にない処理方法があります。一般家庭用の浄化槽の場合、保守点検の回数は1年間に3～4回が一般的ですが、保守点検業者と相談してください。